

平成30年1月10日（水）  
第19回草津市景観審議会  
資料3

# 《報告2》

## 屋外広告物の規制について

# 草津市の目指す屋外広告物のイメージ

## 第17回審議会における付帯意見

「草津市が目指すべき広告物の規制趣旨を明確にし、市民や事業者への説明責任を果たせるよう、規制の必要性について整理されたい。」

### 草津市の景観づくりの考え方

#### 自然景観

湖岸沿いの田園景観  
対岸の山並み眺望

#### 都市景観

幹線道路の沿道景観  
落ち着いた住宅地  
駅周辺の商業施設  
旧街道の歴史景観

均衡・調和

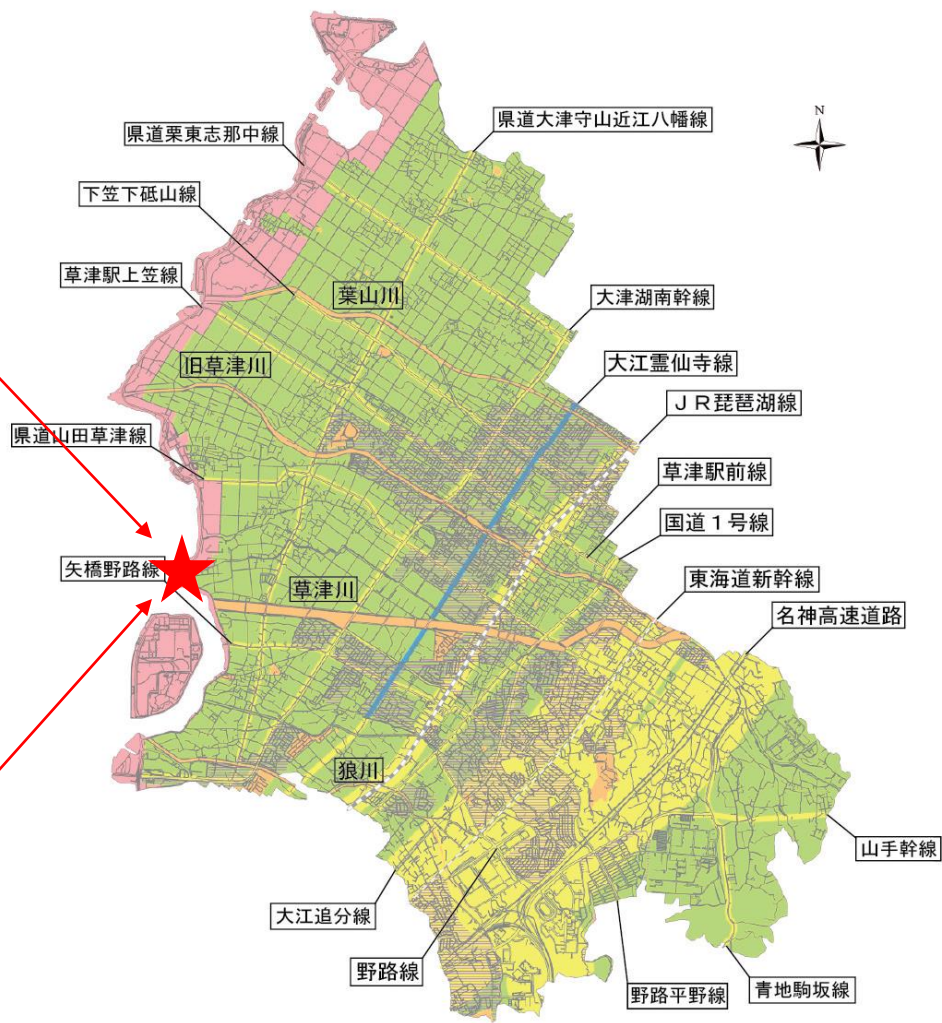
### 草津市が目指す「屋外広告物」から見た景観

豊かでうるおいのある自然景観を保ちつつ、商業活動との  
均衡・調和を図り、まちのにぎわいの創出につなげる

# 草津市の目指す屋外広告物のイメージ

## ① 琵琶湖岸地域

高さや色彩に配慮し、対岸の山並みや、湖と空がつながる眺望景観と調和する。



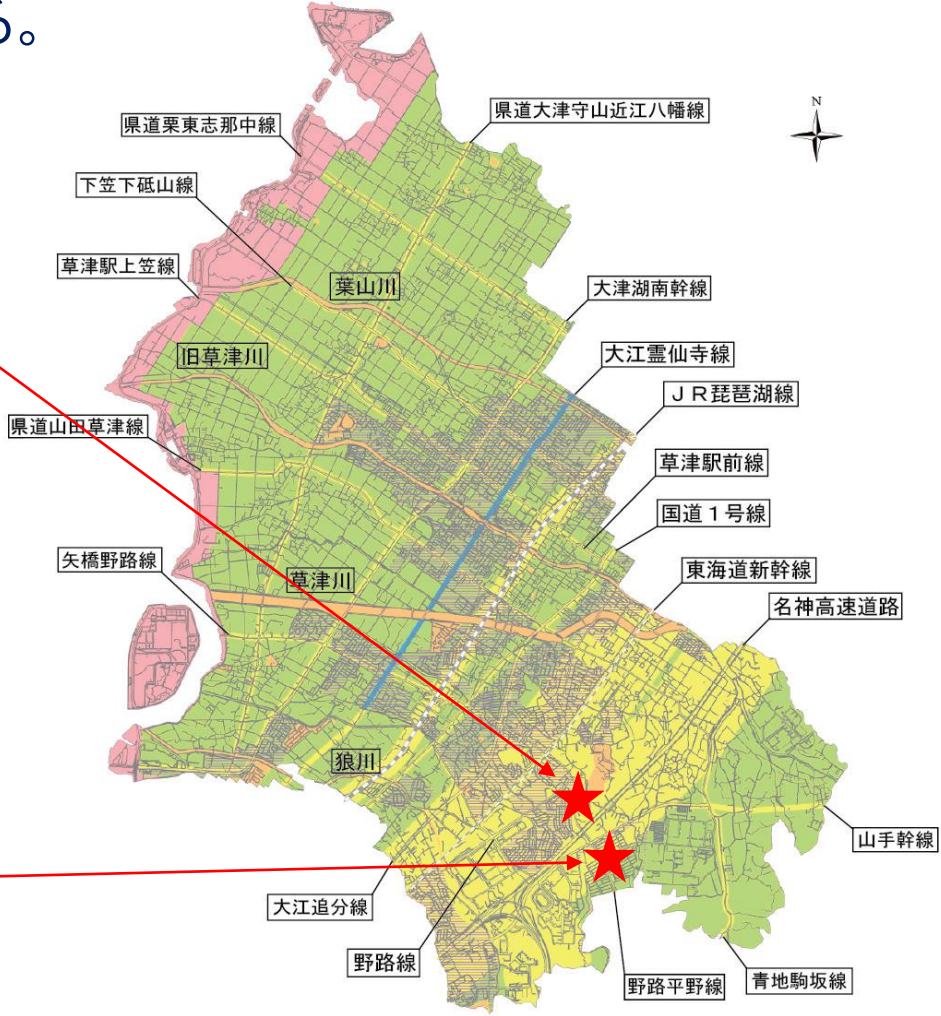
凡例	<span style="background-color: #00aaff; border: 1px solid black; display: inline-block; width: 20px; height: 10px;"></span> モデル地区	<span style="background-color: #ffb6c1; border: 1px solid black; display: inline-block; width: 20px; height: 10px;"></span> 禁止地域1	<span style="background-color: #ffcc99; border: 1px solid black; display: inline-block; width: 20px; height: 10px;"></span> 禁止地域2
	<span style="background-color: #ffff00; border: 1px solid black; display: inline-block; width: 20px; height: 10px;"></span> 第1種許可地域	<span style="background-color: #90ee90; border: 1px solid black; display: inline-block; width: 20px; height: 10px;"></span> 第2種許可地域	<span style="border: 1px solid black; display: inline-block; width: 20px; height: 10px;"></span> 第3種許可地域



# 草津市の目指す屋外広告物のイメージ

## ②住宅地

統一感のある街並みを維持し、住民にとって  
住みよさや落ち着きが感じられる景観を創出  
する。

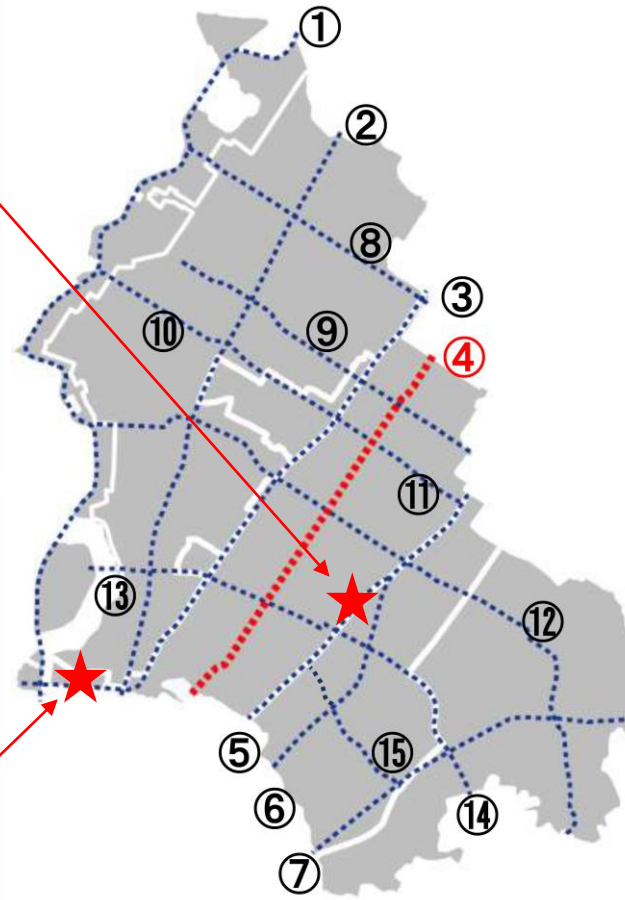


凡例	<span style="background-color: #00aaff; border: 1px solid black; display: inline-block; width: 20px; height: 10px;"></span> モデル地区	<span style="background-color: #ffb6c1; border: 1px solid black; display: inline-block; width: 20px; height: 10px;"></span> 禁止地域1	<span style="background-color: #ffa500; border: 1px solid black; display: inline-block; width: 20px; height: 10px;"></span> 禁止地域2
	<span style="background-color: #ffff00; border: 1px solid black; display: inline-block; width: 20px; height: 10px;"></span> 第1種許可地域	<span style="background-color: #90ee90; border: 1px solid black; display: inline-block; width: 20px; height: 10px;"></span> 第2種許可地域	<span style="background-color: #e0e0e0; border: 1px solid black; display: inline-block; width: 20px; height: 10px;"></span> 第3種許可地域

# 草津市の目指す屋外広告物規制のイメージ

## ③ 幹線道路沿い

高さや面積等に制限を設け、にぎわいの中にも秩序ある景観の創出を図る。



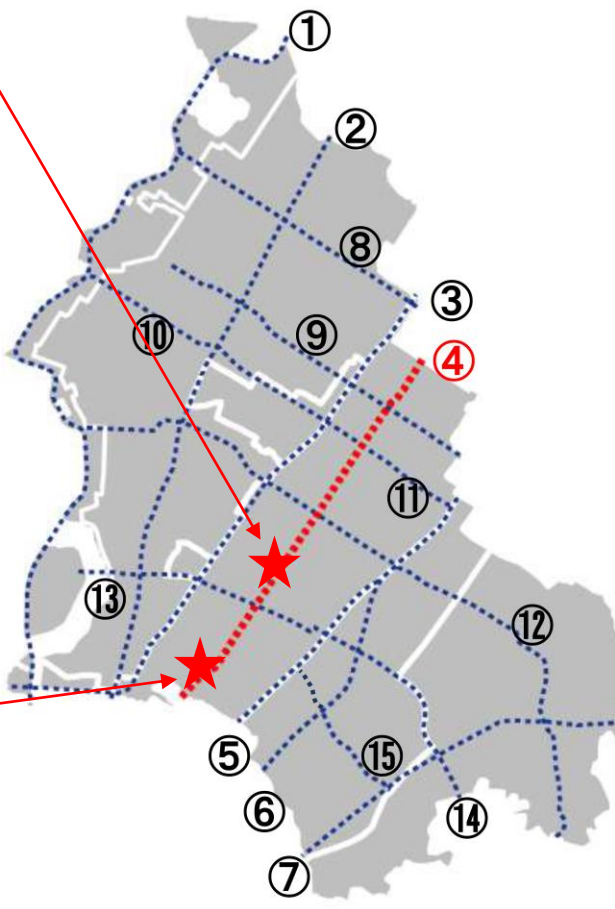
No	道路名称
①	県道近江八幡大津線
②	県道大津守山近江八幡線
③	都市計画道路大津湖南幹線
④	都市計画道路大江霊仙寺線
⑤	都市計画道路逢坂山三雲線
⑥	都市計画道路大江追分線
⑦	都市計画道路山手幹線
⑧	県道栗東志那中線
⑨	都市計画道路上鉤志那中線
⑩	都市計画道路下笠下砥山線
⑪	都市計画道路草津駅上笠線
⑫	市道下笠湖岸線
⑬	都市計画道路草津駅前線
⑭	都市計画道路青地駒坂線
⑮	県道山田草津線
⑯	市道北山田線
⑰	都市計画道路矢橋野路線
⑱	県道草津守山線
⑲	湖南中部浄化センター管理用通路
⑳	都市計画道路野路平野線
㉑	都市計画道路野路線



# 草津市の目指す屋外広告物のイメージ

## ④モデル地区

良好な景観形成をリードする地区として面積や色彩等により厳しい基準を設けており、潤いのある景観と調和する。



No	道路名称
①	県道近江八幡大津線
②	県道大津守山近江八幡線
③	都市計画道路大津湖南幹線
④	都市計画道路大江霊仙寺線
⑤	都市計画道路逢坂山三雲線
⑥	都市計画道路大江追分線
⑦	都市計画道路山手幹線
⑧	県道栗東志那中線 都市計画道路上鉤志那中線
⑨	都市計画道路下笠下砥山線
⑩	都市計画道路草津駅上笠線 市道下笠湖岸線
⑪	都市計画道路草津駅前線
⑫	都市計画道路青地駒坂線 県道山田草津線 市道北山田線
⑬	都市計画道路矢橋野路線 県道草津守山線 湖南中部浄化センター管理用通路
⑭	都市計画道路野路平野線
⑮	都市計画道路野路線

# 草津市の目指す屋外広告物のイメージ

## 草津市を大きく4つのイメージを持つ地域で分類し整理

### ①琵琶湖岸地域

草津市屋外広告物条例に定める  
禁止地域1  
(草津市景観計画に定める  
琵琶湖岸ゾーン)

### ②住宅地

草津市屋外広告物条例に定める  
禁止地域2の一部、第3種許可地域  
(都市計画法に定める住居系用途地域の区域)

### ③幹線道路沿い

草津市屋外広告物条例に定める  
第1種許可地域  
(草津市景観計画に定める幹線道路軸、  
県道大津能登川長浜線沿線)

### ④モデル地区

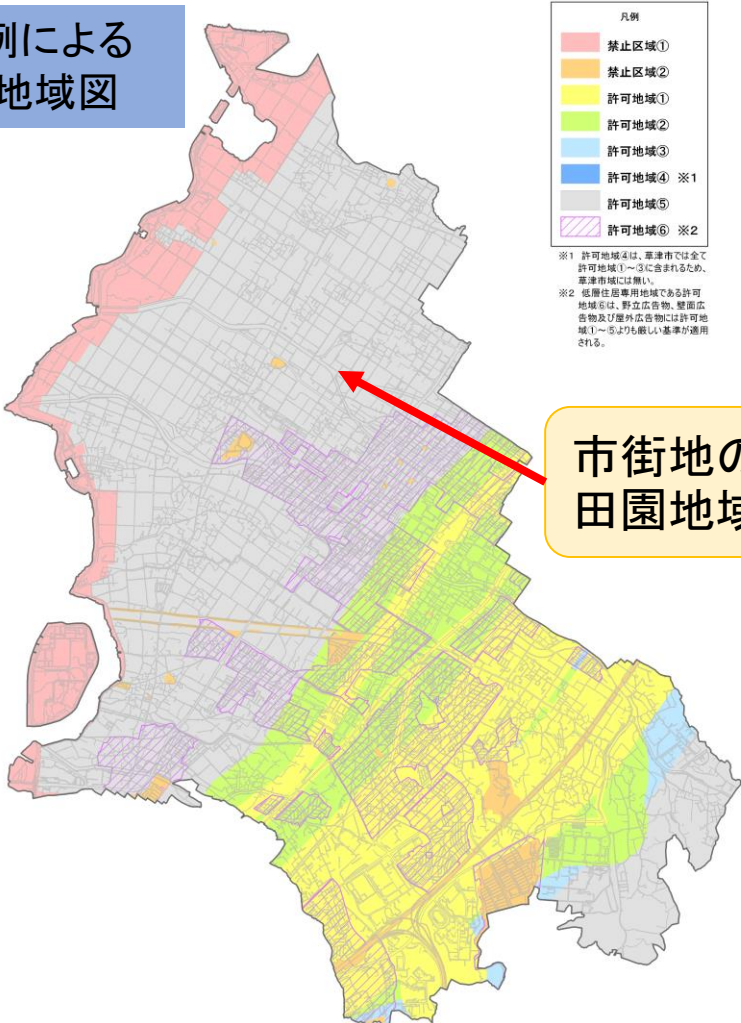
都市計画道路大江霊仙寺線沿線

# 草津市の目指す屋外広告物のイメージ

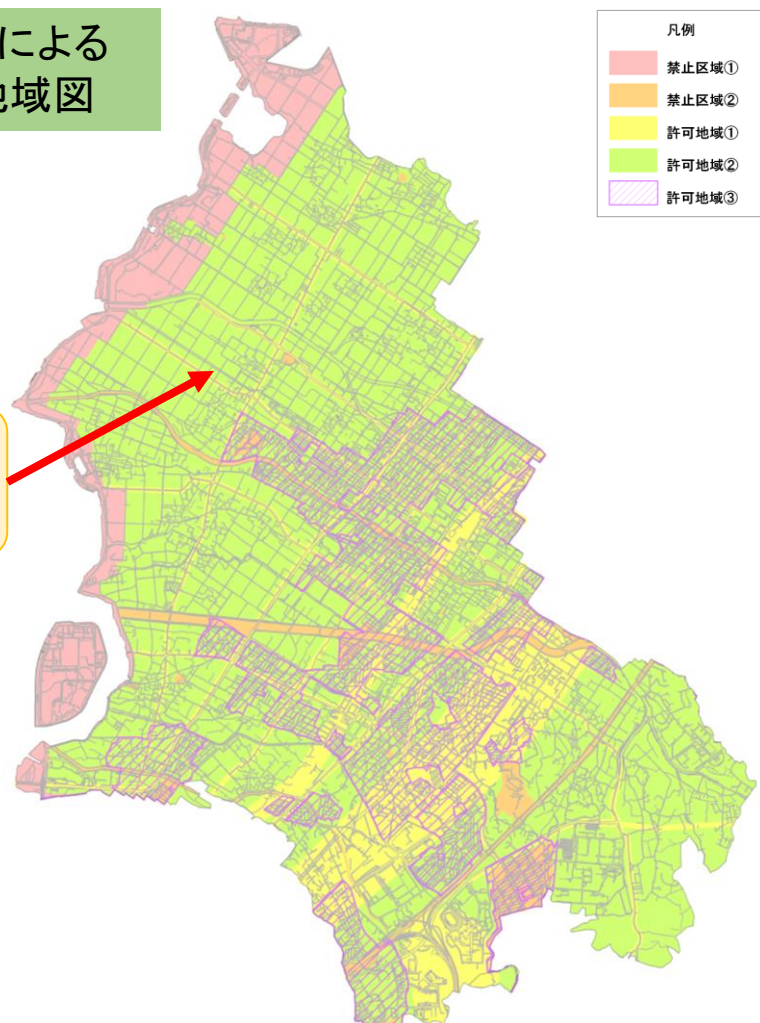
## 草津市景観計画における屋外広告物規制の位置づけ

草津市景観計画(第8章)では、屋外広告物に関する行為の制限に関する事項として、草津市の景観上特に琵琶湖岸や田園地域の自然景観を重要な要素として、**県の条例で比較的緩やかだった田園地域を通る幹線道路沿いの非自家用広告物の規制を強化。**

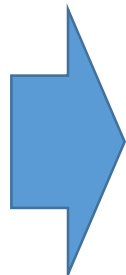
県条例による  
規制地域図



市条例による  
規制地域図



市街地の基準を  
田園地域に拡大





# 草津市の目指す屋外広告物のイメージ

## 草津市における屋外広告物の方向性

- ① 田園地域を中心とした規制の強化
- ② 良好な景観形成を広げていくため、より厳しい許可基準を設けた「モデル地区」を設定
- ③ モデル地区並みの厳しい許可基準を遵守する広告主への誘導策（許可期間延長）

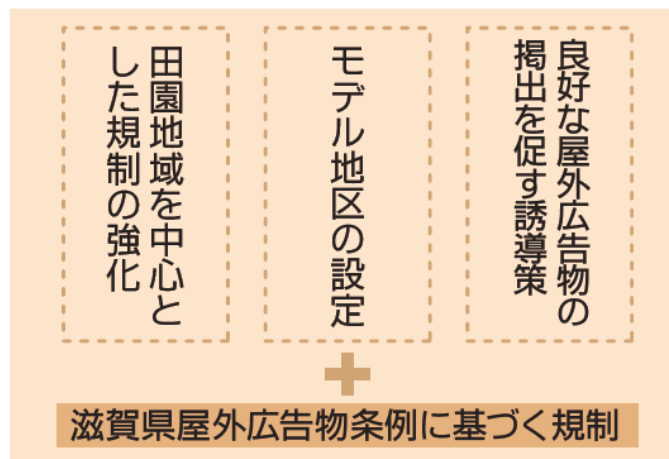
目指すイメージに向けて・・・

「モデル地区」を拡大し、市全域の幹線道路に厳しい許可基準を波及  
⇒ よりよい景観の形成

H25. 1. 1以前

草津市屋外広告物条例の方向性

滋賀県屋外広告物条例



左記の取組み成果を踏まえ、モデル地区の拡大や幹線道路軸における許可基準を強化

# 草津市の目指す屋外広告物のイメージ

## 非自家用の野立広告板・野立広告塔の離隔距離規制について

### (1) 新幹線、高速道路より500m～1kmの区間

離隔距離規制の対象である非自家用の野立広告物は高さ4.5mまで、野立広告塔は高さ10mまでの上限がある

⇒それぞれ建物階数で換算すると2階から3階建て程度となり、市内の建物の立ち並びの現況では、これらの広告物は隠れて望見できない。

### (2) (1)の区間に含まれる住宅地および幹線道路

住宅地内では、用途地域の制限で大規模な事業所を建てられないことから、自家用広告物の掲出は制限され、また、交通量が少なく、専用住宅地内には日照等の邪魔になるため非自家用広告物も設置されない。

幹線道路については、事業所が並び自家用広告物の設置は多いが、従前から同一広告主相互間距離規制があり、(1)の区間における非自家用広告物に対する規制を見直しても乱立の恐れはない。



新幹線、高速道路より500m～1kmの区間における非自家用の野立広告板・広告塔に対する広告物相互間距離規制見直し  
賑わいの中にも秩序ある屋外広告物を目指す



和食しやがしやが  
居酒屋

カラオケ  
JOY JOY  
ビリヤード  
ダーツ  
麻雀格闘倶楽部

24



帝王  
セシモニー

BIG  
買取  
受付

BIG  
車買取  
IN

新生銀行  
ライフ  
P →



TO





△×  
工務店

和食  
居酒屋

カラオケ  
ビリヤード  
ダーツ

セレモニー

BIG  
車買取  
IN → P

P



# 色彩規制における黒色の基準について

## 黒色を与える心理的イメージについて

### 黒色のイメージ効果・・・収縮色、後退色、強硬色、重量色

- ・黒色は「無彩色」であり、光を反射せずすべての色を吸収・遮断する。
- ・周囲の色を引き締めて目立たせる。
- ・他の色への影響が強く、色を組み合わせたとき黒のイメージが上乘せされる。
- ・他の色に比べて負のイメージが強い。
- ・黒は枠で囲まれた中のものを浮き出させる働き(額縁効果)が高い  
⇒黒の中に置かれた色は前面に出てきてよく見えるようになる
- ・黒は有彩色、黄色や赤色といった明るい色をより目立たせる。
- ・実際よりものを重く感じさせ、強さや圧力、権力など力を感じさせる。



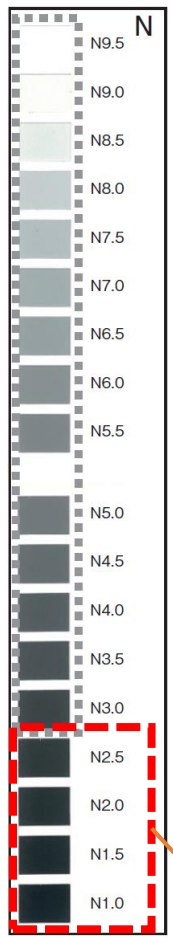
広告物の主要な色に黒が用いられると、景観に圧迫感や重量感を与えるだけでなく、鮮やかな色をより目立たせてしまう

# 色彩規制における黒色の基準について

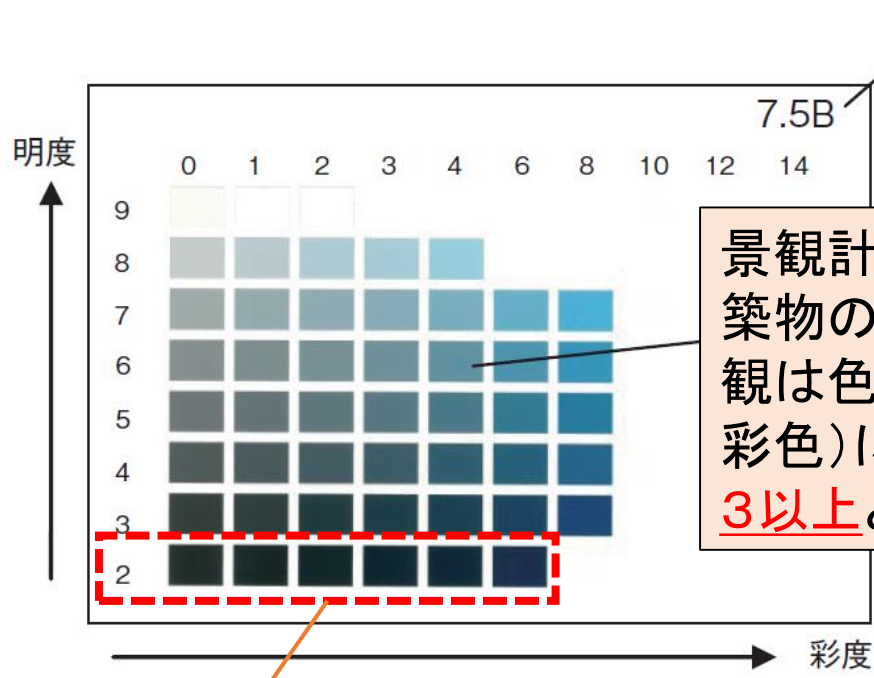
黒に限りなく近い色に対する規制について

屋外広告物条例施行規則の一般基準に、  
表示面の下地に**明度3未満の色**を使用しないことを明記

無彩色 (N)  
・・・彩度 0



有彩色・・・赤・黄・緑・青・紫 にその中間色を加えた10色  
( R・Y・G・B・P および YR・GY・BG・PB・RP ) の色相と、  
明度 (色の明るさ) と彩度 (色の鮮やかさ) で表される。



景観計画において、建築物の屋根および外観は色相 (有彩色・無彩色) に関わらず**明度3以上**と定める。

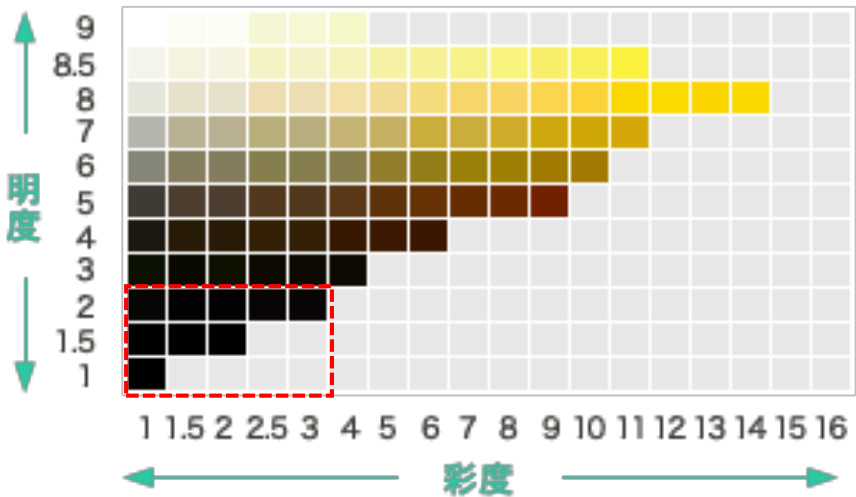
一般的に「黒」とされる色



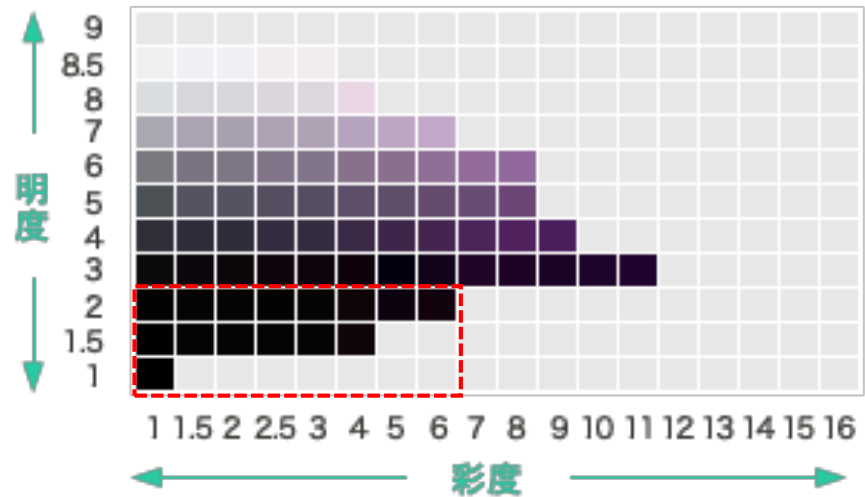
# 色彩規制における黒色の基準について

明度3未満の色

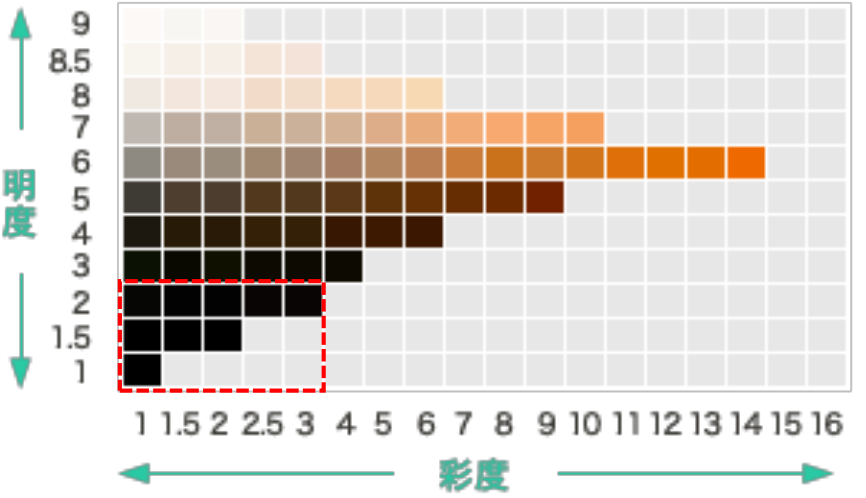
### 2.5Y の等色相面



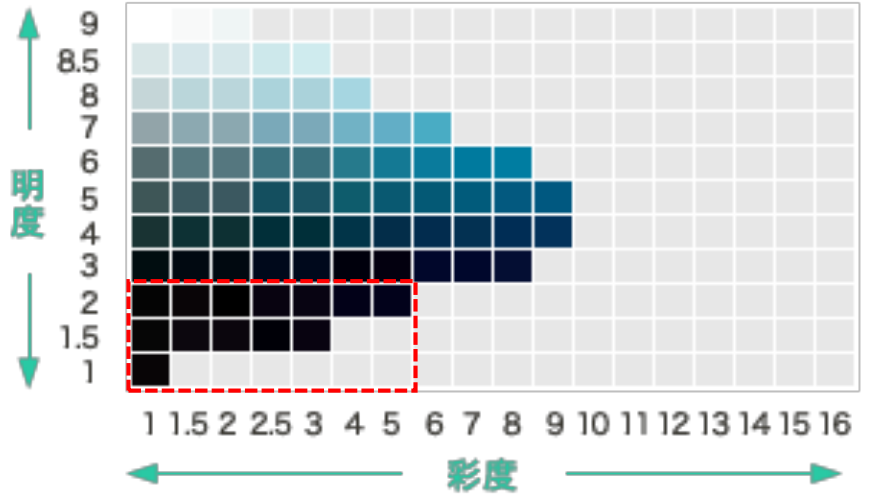
### 5P の等色相面



### 2.5YR の等色相面



### 5B の等色相面



※マンセル色票を参照し日本カラーデザイン研究所作成